学術会議のこれからに期待すること

～自律的運営の保障と十分な予算措置：附帯決議をもとに～

1. 学術会議のこれから
2. 学術会議の存在意義
3. 変えてはならないこと
4. 新しく改善が望まれること
5. これからの学術会議に期待すること

2025年8月3日　明治大学

三成美保（追手門学院大学）

第23-24期（2014-20年）第一部会員

第24期（2017-20年）副会長

Ⅰ. 学術会議のこれから

（1）学術会議の存在意義（附帯決議3・9）	• 我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与すること • 国家のための学術会議ではなく、市民のための学術会議であること
（2）変えてはならないこと（附帯決議4・5）＋政府監督強化に対する歯止め（附帯決議7・8）	• 国家からの独立性＝自主的自律的運営＋会員主導の審議課題設定 • 監査報告、選定助言委員、運営助言委員、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、日本学術会議評価委員会等における学術会議の自主性の尊重
（3）新しく改善が望まれること（附帯決議6・8）	• 予算措置の改善＝審議経費と調査経費の増額 • 学術会議提言の尊重

【資料①】日本学術法案に対する附帯決議（2025年6月11日217回国会閣法第36号 附帯決議）

①任命拒否	一　政府は、令和二年の会員任命拒否問題について、国民に説明責任を果たし、国民の信頼を得るよう努めること。また、日本学術会議との信頼関係を損ねたとの指摘があったことを踏まえ、日本学術会議との信頼関係の構築に努めること。
②会長選任	二　政府は、会長の選任について日本学術会議が公表しなければならない事項を内閣府令で定めるに当たっては、会長に求められる資質を十分に勘案しながら慎重かつ丁寧なプロセスで選考されたことが国民に明らかとなるようにすること。
③目的尊重	三　政府は、現行の日本学術会議が、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として設立されたものであることを尊重すること。
④独立性尊重	四　政府は、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関としての役割及び機能を十分に発揮することができるよう、会員の選任、科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。
⑤連続性尊重	五　政府は、法人化後の日本学術会議の設立に当たっては、日本学術会議の実務の連続性に配慮すること。また、設立時の会員の選考について、コ・オプテーションの理念に配慮すること。
⑥財政支援	六　政府は、日本学術会議が、その役割及び機能を十分果たし、また、その活動を萎縮させることがないよう、日本学術会議の要望を踏まえつつ、必要な財政支援を行うこと。また、補助金等の算定に当たっては、日本学術会議が中期的な活動計画に基づいて作成する年度計画に記載される事項に基づき公正に行い、適切な金額となるよう努めること。あわせて、日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、民間からの寄附金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。
⑦自主性尊重	七　政府は、監査報告、選定助言委員、運営助言委員、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、日本学術会議評価委員会等に関して政令、内閣府令を定めるに当たっては、日本学術会議の自主性を尊重すること。また、内閣総理大臣が任命する監事や日本学術会議評価委員会の権限が不当に拡大しないよう留意すること。あわせて、監事には、業務における政治的中立性の確保も含め、適切に監査できる者を任命すること。また、日本学術会議評価委員には、産業や国民生活に最新の科学研究及び学問的知見が活かされるよう、中期的な活動計画に対して幅広い視野から意見を述べることができる者を任命すること。
⑧助言機能	八　政府は、産官学の連携を一層深め、民間の知見や活力を積極的に活用することで、学術の成果を社会に還元し、新たな価値やイノベーションの創出につなげること。また、日本学術会議は、社会の関心及び状況等を認識し、立法府に対する提言を検討することも含め、その政策提言機能を強化すること。あわせて、政府は、日本学術会議が行う勧告、答申等について、その趣旨を尊重すること。
⑨透明性確保	九　日本学術会議は、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等の会議体の議事録の公表、日本学術会議と社会とのコミュニケーションの強化等、組織や活動の透明性の向上に努めること。
⑩評価検証	十　政府は、日本学術会議の更なる改革に向けて不断の見直しを行うため、組織の在り方を含め、本法の運用状況について適時適切に評価及び検証を行い、必要に応じて適切な措置を検討すること。また、本法の施行後三年を目途に本法の施行状況を点検し、その結果を公表すること。
⑪再検討	十一　政府は、本法の規定について施行後六年を目途に検討する際には、本法の規定する目的及び基本理念を踏まえた活動状況、業務遂行及び会員選任等に係る説明責任の履行状況、財政面も含む自主的・自律的な運営に向けての取組などに留意すること。

【資料②】現行学術会議法と新法との比較

日本学術会議法（現行法） 全30条		日本学術会議法人化法（新法） 全58条	
前文		（規定なし）	
前文	日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。	—	（規定なし）
第1章 設立及び目的 1～2条		第1章 総則 1～7条	
経費	1条：日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。	資本金	5条：政府からの出資
目的	2条：わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること	目的	1条：我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与すること
	（規定なし：趣旨としては「前文」に明記。ただし、旧法前文の「平和的復興」という文言は新法人化法には見られない）	基本理念	2条：会議は、学術に関する知見が人類共有の知的資源であるとともに経済社会の健全な発展の基盤となるものであることに鑑み、世界の学界と連携協力して学術の向上発達及び学術に関する知見の活用の推進を図り、もって人類社会の持続的な発展及び国民の福祉の向上に貢献するものとする。 2 国は、この法律の運用に当たっては、我が国の科学者の内外に対する代表機関として政府の諮問に対する答申等を行うという会議の組織及び業務の特性に鑑み、その運営における自主性及び自律性に常に配慮しなければならない。
	（規定なし）	法人	3条：会議は、法人とする。

第2章　職務及び権限　3～6条		第3章　業務　37～41条	
独立した職務	3条：独立して左の職務を行う。 4条：諮問、5条：勧告、6条：資料提出・意見開陳・説明・国際団体への加入	業務	37条：業務 38条：諮問、39条：勧告、40条：協力（資料提出・意見開陳・説明）、41条：国際団体への加入
第3章　組織　7～16条		第2章　機関　8～36条	
	（旧法では、総則ではなく、各条項に分散。新法では、「役員会」の定義が変更され、「幹事会」（各部の役員を含む）が消えて、「監事」が入っている。また、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会が新設されている）	第1節総則	8条：会議に、日本学術会議会員、総会、会長、副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会を置く。 2　会議の役員は、会長、副会長及び監事とする。
会員	7条：210人の会員・任期6年［3年ごと半数改選・定年70歳・再任なし］	第2節日本学術会議会員	9・28条：250人の会員・任期6年［3年ごと半数改選・定年75歳・1回のみ再任あり］
任命	7条2：会員は、第17条の規定［日本学術会議が内閣総理大臣に推薦する］による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。		9条：会員は、……総会が選任する。 （現行の「内閣総理大臣による任命」が消える。任命拒否問題を受けたものと想定される）
役員	14条：役員：幹事会＝会長・副会長［3人］・部長・副部長・幹事［各部2人］	第4節 役員及び役員会	18条：役員会＝会長・副会長［3人以内］・会長が指名する会員 8条2：会議の役員は、会長、副会長及び監事とする。
三部制	10～13条：三部［第一部＝人文科学・第二部＝生命科学・第三部＝理学工学］	—	（規定なし） （法的保護がないため、政令・省令で第一部を縮小・廃止することも可能）
連携会員	15条：連携会員6年［非常勤・再任なし］	—	（規定なし） （現行では2千人ほどの連携会員が審議を支えてきたが、今後が不透明）
委員会	15条2：常置又は臨時の委員会（各種委員会及び各部分野別委員会のもとに多様な分科会が設置されて審議活動を行っている）	—	（規定なし）
	（規定なし） （現行では、幹事会付置委員会として選考委員会が設置されていた。委員は、幹事会メンバー16人＋各部から推薦された者）	第5節　会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会	25条3：会員候補者選定委員（10～20人）は、会員のうちから、総会が選任する。
	（規定なし）		26条：選定助言委員会（選定方針案の作成に関する意見、会員候補者選定に関する意見を述べる、5～7人の委員＝会員以外の科学者で構成、選任は総会）
	（規定なし）		27条：運営助言委員会（議案作成に関する意見、会長の職務に関する意見を会長に述べる、10～15人＝会員以外から会長が任命）

第4章　会員推薦　17条			
推薦	17条：日本学術会議は、……会員の候補者を選考し、……内閣総理大臣に推薦するものとする。	第6節 会員の選任及び解任	29条：会員の選任は、会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、総会の決議により行う。 32条：会員の解任
第5章　会議　23～24条			
組織	23条：日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。 24条：	第3節 総会	10～15条
		第4章　中期的な活動計画等　42～44条	
	（規定なし）		42条：会議は、六事業年度ごとに、……当該事業年度以後の六事業年度についての会議の業務の運営に関する計画を定めなければならない。
		第5章　財務及び会計　45～48条	
国費負担	1条：日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。		48条：政府は、……会議に対し、……必要と認める金額を補助することができる。
第6章　雑則　25～28条		**第6章　雑則　49～54条**	
	25条：辞職の承認、26条：退職、28条：規則制定権		
	（規定なし） （現行では、外部評価委員会が設置されている。委員は、会員以外から会長が任命）		51条：評価委員会（5～7人で構成）、会員以外から総理大臣が任命。 54条：解散
		第7章　罰則　55～58条	
	（規定なし）		55条：34条違反（職務上知りえた秘密を洩らす）は処罰。

2. 学術会議の存在意義＝市民のための学術会議

市民（社会）

- 社会的解決課題（人権・経済活動・環境）の発見・解決策の学術的提案
- 社会的弱者救済のためのデータ収集・理論構築

国家

- 法律や政策の学術的検証
- 国家・公権力による人権侵害・学術抑圧の歴史的検証

国際社会

- 国際比較を通じた日本の課題設定
- 国際協調のための理論（平和）

人類・地球

- 人類の知的財産の構築・継承
- 地球の未来を見据えた学術的警鐘

◆人文社会科学は国家に対する批判学＋提案学

部

第一部（人文・社会科学）
会員70名・連携会員約600～700名
（※連携会員は学術会議全体に属し、部に属するわけではない）

分野別委員会（10）

- 言語・文学委員会
- 哲学委員会（任命拒否）
- 心理学・教育学委員会
- 社会学委員会
- 史学委員会（任命拒否）
- 地域研究委員会
- 法学委員会（任命拒否）
- 政治学委員会（任命拒否）
- 経済学委員会
- 経営学委員会

【資料③】（例）法学委員会の分科会
※分科会＝数名の会員＋10数名の連携会員

現在準備中の提言・見解（例）

（提言）包括的反差別法の制定に向けて―多種多様な差別を解消するために

- 国連人権諸委員会が日本政府に制定を求め、いくつかの国ですでに制定されている包括的反差別法（複合差別＝交差差別の禁止を明記）を法制化すべきことを提言

（見解）性的マイノリティの権利保障（Ⅲ）―司法判断の進展をふまえて

- 特例法の法的性別変更要件（不妊要件）に対して最高裁が違憲決定を出したことを始めとして各種司法判断が続いていることをふまえた上で、SOGI理解増進法改正に向けた見解

（見解）婚姻の平等実現に向けた民法改正への提言―相次ぐ違憲判決をふまえて

- 5つの高裁が同性婚を認めない現行規定を違憲と判断したことをふまえ、最高裁判断及びその後の法改正を展望した見解

分科会名
法学委員会 「グローバル化と法」分科会
法学委員会 ジェンダー法分科会
法学委員会 社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会
包括的反差別法検討小委員会
法学委員会 セーフティネットと法分科会
法学委員会 リスク社会と法分科会
法学委員会 ICT社会と法分科会
法学委員会 「新たな人権の研究」分科会
法学委員会 法学研究者養成分科会
法学委員会 生殖補助医療と法分科会
法学委員会・心理学・教育学委員会合同 法と心理学分科会
社会学委員会・哲学委員会・心理学・教育学委員会・法学委員会・経済学委員会合同 子どもの権利保障分科会
心理学・教育学委員会・社会学委員会・法学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同 心身の健康・適応に対する心理学的支援分科会
地域研究委員会・言語・文学委員会・哲学委員会・心理学・教育学委員会・社会学委員会・史学委員会・法学委員会・経営学委員会・情報学委員会合同 デジタル時代における新しい人文・社会科学に関する分科会

3. 変えてはならないこと＝国家からの独立性

現学術会議の組織上の特徴

民主主義的運営原則（総会＋幹事会）	分野の自律性保障（三部制＋分野別委員会）	審議テーマの自主的設定と意思表出（分科会）

新法下の懸念事項

- 幹事会ではなく役員会？
- 三部制は？定員3等分？
- 分科会設定の自由は？
- 連携会員は？

【資料④】
現行の学術会議（組織構成）

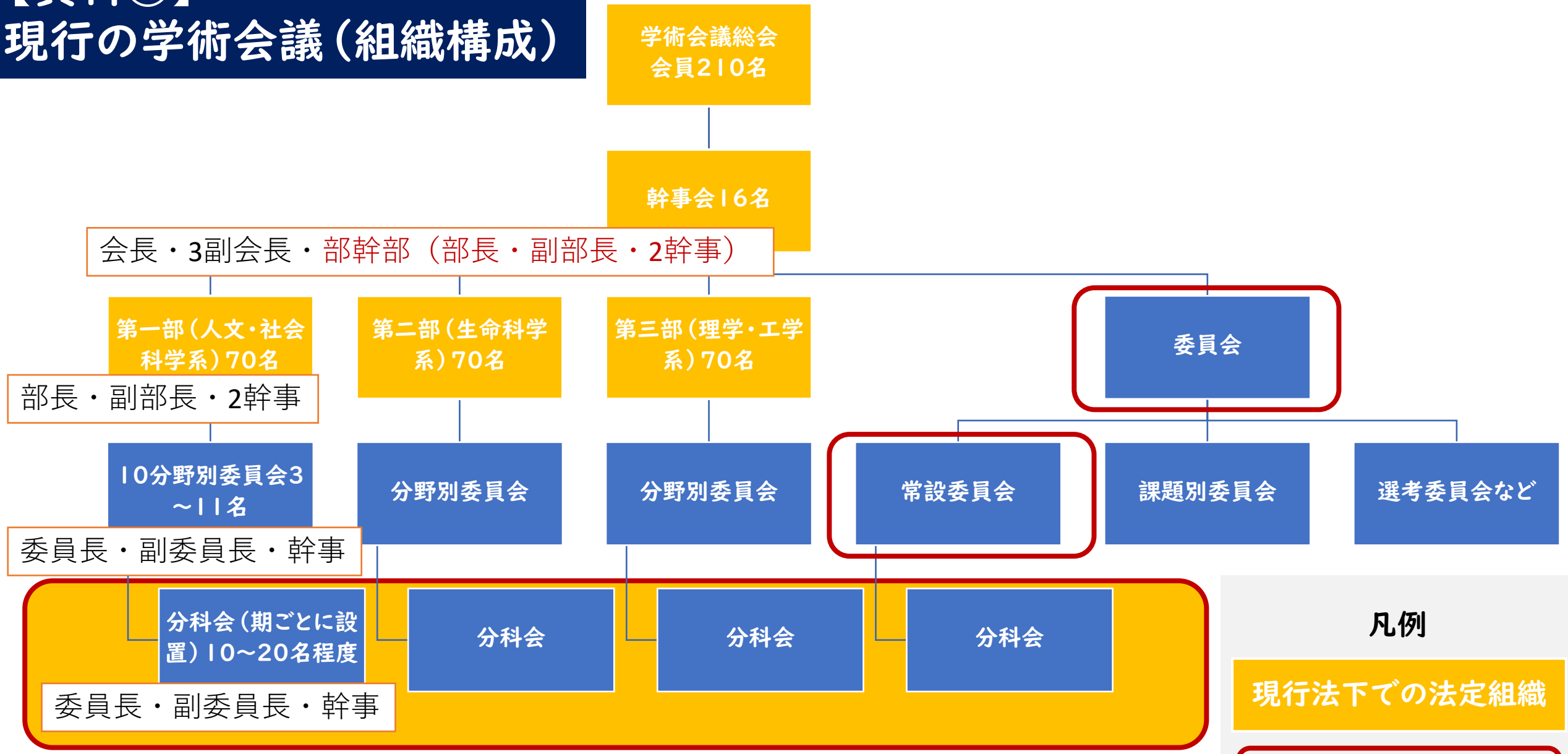

連携会員約2000名・任意に分科会に参加・分科会単位で特任連携会員も選定可能

【資料⑤】新法下での学術会議（組織構成）の懸念事項

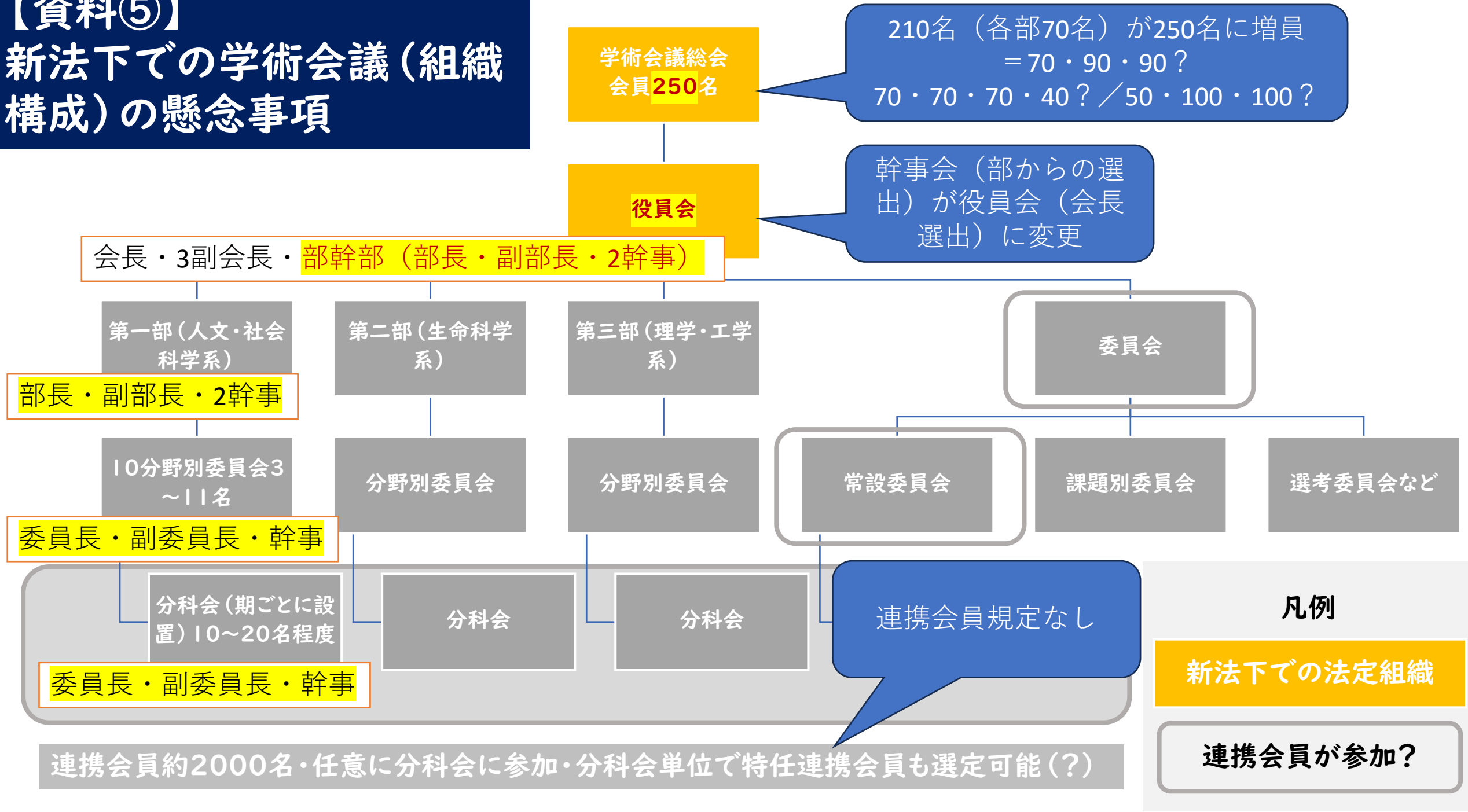

4. 新しく改善が望まれること

戦前

- 学術が国家に従属
- 多額の軍事研究予算

戦後

- 国家から独立した学術会議の設置
- 平和と民主主義に貢献する学術
- 会員・連携会員のボランティアに依存

21世紀

- 国家からの独立性の維持
- 平和と民主主義に貢献する学術
- ボランティア性を明示（市民のための学術会議）
- 審議・調査費用の確保（国家予算として）

戦前を
繰り返さない

戦後日本が達成した
理念を継承する

個人的善意への依存から
組織としての成熟へ

【資料⑥】予算の変遷

【例】2018年度の内訳
3億3千万円の審議経費のうち、2億7700万円が会員等経費予算
■会員手当（210人）
6036万円
（1人あたり年間29万円
＝年間17回程度
＝うち総会年2回（4日）・幹事会（月1回）・複数の分科会審議（年3回程度）
→赤字1679万円
■委員（連携会員）手当（2000人） 8851万円
→赤字9353万円
■会員・委員旅費（実費）
1億2820万円
→赤字1億3415万円
※赤字は会員等の自己負担（受け取り辞退など）

（図の出典）
https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryo190-sanko2.pdf

（参考）日本学術会議の予算の変遷とその内訳（H15～R5） 参考２

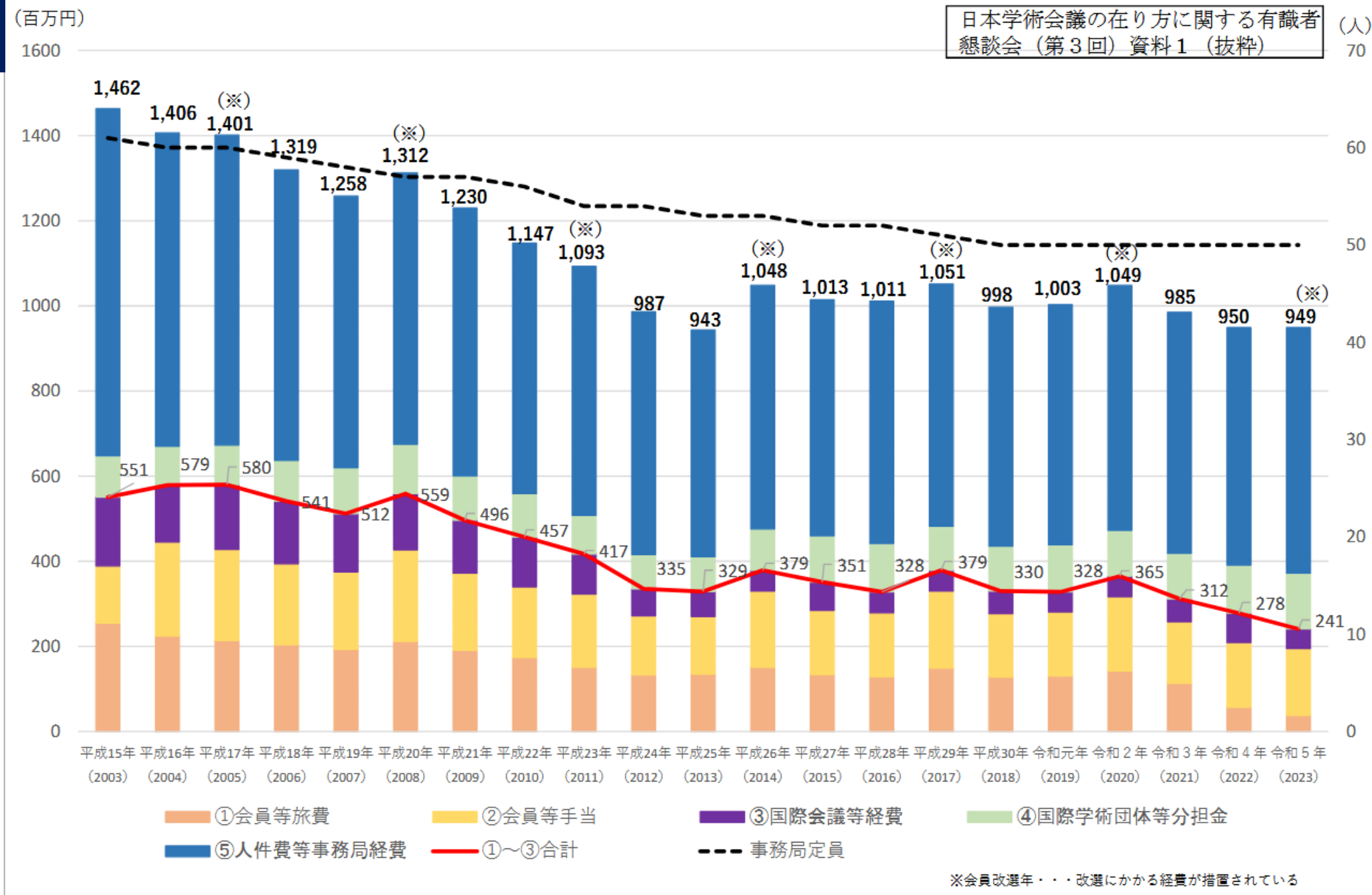

5. これからの学術会議に期待すること～まとめ～

学術会議の主たる活動は、主に政府に対して提言や見解を表明するなどの審議活動にあるため市民生活には見えにくいが、市民生活の困難や社会的課題などを学術的に検討して取り組みを進めていること、活動資金はそのための必要経費である（会員報酬ではない）ことを理解していただきたい。

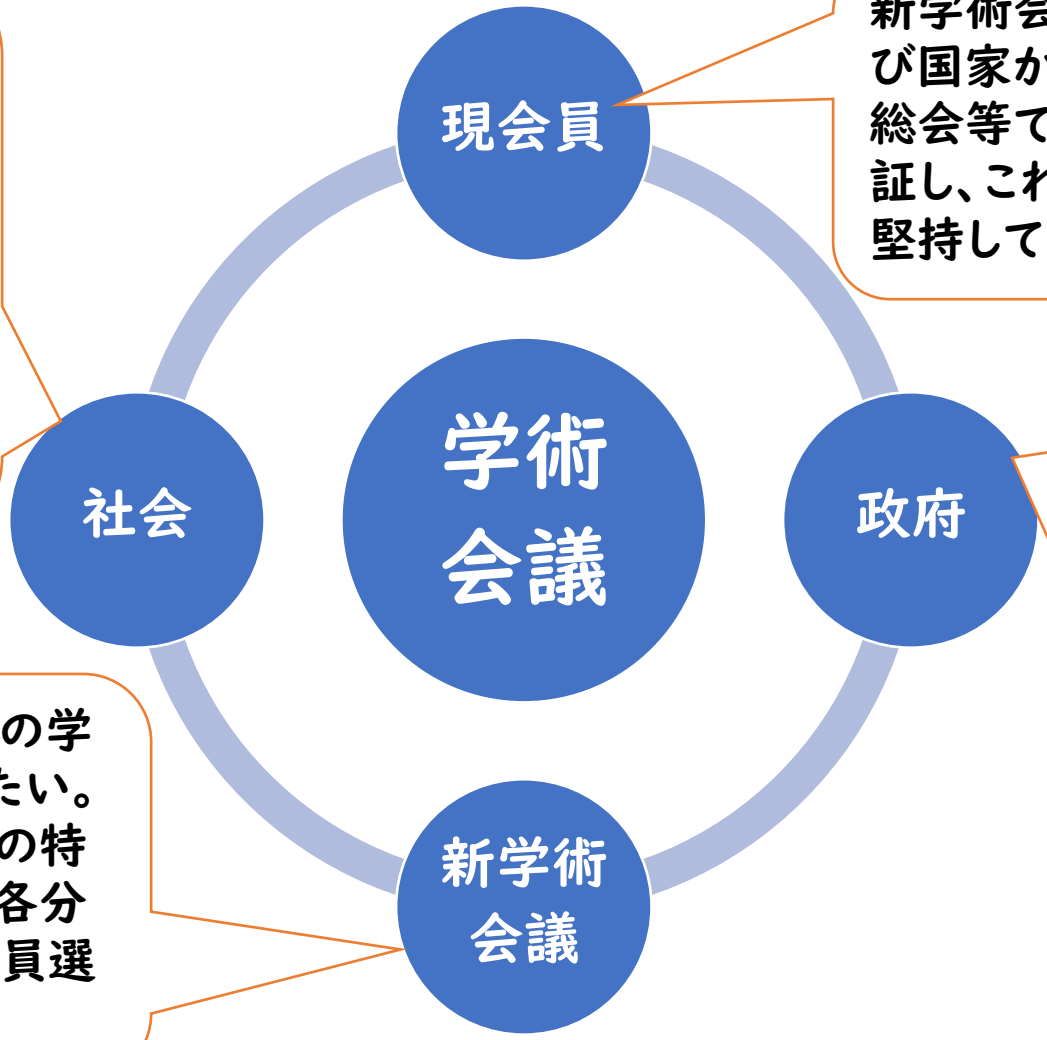

新学術会議の自律的・民主的運営及び国家からの独立を維持するために総会等で「（新）規則」等を十分に検証し、これからの学術会議の独立性を堅持していただきたい。

附帯決議を重視し、新学術会議の自律的・民主的運営及び国家からの独立を阻害することのないよう留意していただきたい。また、審議活動を保障するに足る（会員の無償労働や自己負担に頼らない）健全な予算措置を行っていただきたい。

戦後80年近く維持されてきた現行の学術会議の活動を継承していただきたい。「評価」と「予算」に関しては、理系の特定分野の基準を優先することなく、各分野の学術的特性に応じた評価や会員選考を望みたい。